

軽自動車税(種別割)の申告をお忘れなく

岡市民税課 ☎443-2031
岡税務事務所税務課 ☎465-3135

軽自動車税(種別割)は、次の車種の4月1日現在の所有者または使用者に課税されます。廃車や譲渡などの異動があった場合や、車両の所有者が亡くなられた場合は、速やかに申告してください。

車種	申告窓口
<ul style="list-style-type: none"> ・原動機付自転車 (総排気量125cc以下 または定格出力1.0kw以下) ・小型特殊自動車 ・ミニカー (総排気量50cc以下、三輪以上) 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民税課 (市役所2階) ・税務事務所税務課 (婦中行政サービスセンター2階)
<ul style="list-style-type: none"> ・二輪の小型自動車 ・二輪の軽自動車 (総排気量125ccを超えるもの) 	北陸信越運輸局 富山運輸支局(新庄町) ☎050-5540-2044
<ul style="list-style-type: none"> ・三・四輪の軽自動車 (総排気量660cc以下) ・被けん引車 	軽自動車検査協会 富山事務所(藤木) ☎050-3816-1852

◆軽自動車税(種別割)の減免について

身体や精神に障害がある方などが所有する軽自動車などで、要件に該当する場合は、申請により減免を受けられます。

申請期間	4月4日(月)～5月31日(火)
必要書類(新規申請の方)	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書 (市民税課および税務事務所税務課にあります。) ・車検証 ・運転免許証(運転者のもの) ・障害者手帳

※令和3年度に減免を受けている方の継続申請については、4月中旬に減免申請書を郵送します(障害等級が下がることなどにより、減免の対象外となる場合があります)。
※車両やナンバー、車検証の名義などが変わった場合は新規申請が必要です。申請書は郵送されませんので、市民税課または税務事務所税務課で申請してください。

固定資産税に関するお知らせ

岡資産税課 ☎443-2034~2037
岡税務事務所税務課 ☎465-2113

◆土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧および固定資産課税台帳(名寄帳)の閲覧

	土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧	固定資産課税台帳(名寄帳)の閲覧
制度	自己の資産に関する令和4年度の固定資産税の評価額を他の資産と比較できます。	自己の資産(免税点未満や非課税物件を含む*)に関する令和4年度の固定資産税の評価額を確認できます。
縦覧・閲覧できる方	納税者、またはその代理人、納税管理人 ※土地のみ所有の納税者は土地のみ、家屋のみ所有の納税者は家屋のみを縦覧できます。	<ul style="list-style-type: none"> ・納税義務者、またはその代理人、納税管理人 ・借地・借家人(土地・家屋について借地権その他の使用または収益を目的とする権利を有する方) ・当該固定資産の処分をする権利を有するものとして法令で定められている方
期間	4月1日(金)～5月2日(月)の平日8:30～17:15	4月1日(金)以降の平日8:30～17:15(年末年始を除く) ※4月1日(金)～5月2日(月)は、当該年度の写しを無料で交付します。
会場	【富山地域】資産税課(市役所2階) 【大沢野・大山・八尾・婦中・山田・細入地域】税務事務所税務課(婦中行政サービスセンター2階)	

※免税点未満や非課税の固定資産は、納税通知書に同封の課税資産明細書には記載されていません。
(免税点未満…それぞれの課税標準額の合計が、土地で30万円未満、家屋で20万円未満、償却資産で150万円未満のこと。)

●縦覧・閲覧の際には、本人確認書類の提示が必要です。

本人確認書類について <ul style="list-style-type: none"> ・官公署発行の顔写真付き本人確認書類 (マイナンバーカード・運転免許証など)⇒1点提示 ・顔写真付きでない本人確認書類 (健康保険証や納税通知書など)⇒2点提示

▶代理人などが縦覧・閲覧する場合、本人確認書類のほか次のものがが必要です。

- ・代理人……………委任状(委任者の押印があるもの)
- ・法人……………委任状(法人代表者印の押印があるもの)
- ・借地・借家人……借りている土地・家屋の賃貸借契約書
- ・相続人……………戸籍謄・抄本など相続人と確認できるもの

【令和4年度税制改正について】

土地に係る固定資産税などについて、令和4年度は商業地(非住宅用地など)における課税標準額の上昇幅を抑制する措置が講じられます(地目の変更などがあった場合を除く)。詳細は、市ホームページ(「固定資産税」で検索)をご覧ください。

4月10日(日)は「交通事故死ゼロを目指す日」です

春の全国交通安全運動

岡生活安全交通課 ☎443-2052

期間 4月6日(水)～15日(金)

交通事故に遭わない、交通事故を起こさないために、一人一人が交通ルール・マナーについて確認し、次の項目に重点を置いて取り組みましょう。

- 子どもを始めとする歩行者の安全の確保
- 歩行者保護や飲酒運転根絶などの安全運転意識の向上
- 自転車の交通ルール順守の徹底と安全確保



自転車の安全利用ワンポイント

◆自転車の交通ルールを守りましょう

4月から新年度が始まり、通勤・通学時など、自転車に乗る機会が増加します。自転車も「車のなかま」であることを意識して、交通ルール・マナーを守って運転しましょう。

- 飲酒運転や二人乗り、並進はやめましょう。
- ながらスマホや、イヤホンを着けたままで運転することはやめましょう。
- 早めのライトの点灯を心掛けましょう。

※危険運転を繰り返す自転車運転者には、「自転車運転者講習」の受講が義務付けられています。

◆自転車損害賠償保険に加入していますか？

交通事故の加害者になった自転車利用者が、高額な損害賠償を命じられる事例が増えています。もしもの時に備え、自転車損害賠償保険への加入を検討しましょう。詳細は、お近くの自転車販売店や保険代理店などに問い合わせてください。

※すでに加入している自動車保険・共済の特約などで、自転車による事故に伴う損害も補償される場合があります。

犬の登録・狂犬病予防注射



岡保健所生活衛生課 ☎428-1154

飼犬は、生涯に1回登録し、毎年狂犬病予防注射を受けさせてください。また、必ず鑑札と注射済票を首輪に付けてください。

集合注射は、毎年4月に実施しており、飼犬登録済の方に通知しています。右記の会場または最寄りの動物病院で接種してください。

注射手数料 3,300円(注射料2,750円、注射済票550円)

※新規または未登録の場合は、別途登録料3,000円が必要です。

《予防注射を受ける際は、次のことに注意してください》

- 登録済みの方は、注射案内はがきを必ず持参してください。
- 手数料などは、釣り銭が出ないように用意してください。
- 犬は必ずリードでつなぎ、首輪をしっかりしめてください。
- 犬を押さえるために、犬に慣れた方が付き添ってください。
- 犬のふんは、袋を用意するなど、責任をもって始末してください。

※犬が死亡した場合や、犬の所在地、飼い主の氏名・住所が変更になった場合は、必ず届け出てください。

	日時	実施場所
4月9日(土)	10:00～11:30	保健所前
4月14日(木)	10:40～11:20	北保健福祉センター前
4月15日(金)	10:40～11:30	呉羽会館前
	13:10～14:00	八幡地区センター前
4月17日(日)	9:00～9:50	大山行政サービスセンター前
	10:40～11:40	大沢野行政サービスセンター前
4月18日(月)	10:00～10:20	山田公民館前
	11:00～11:40	八尾スポーツアリーナ前
4月20日(水)	10:40～11:30	大広田地区センター前
	13:10～14:00	水橋中部地区センター前
4月21日(木)	10:40～11:30	大久保ふれあいセンター前
	13:00～13:30	大庄地区センター前
4月24日(日)	9:00～10:00	八尾行政サービスセンター前
	10:50～11:50	婦中行政サービスセンター前
4月26日(火)	10:30～11:30	山室地区センター前